

令和8年3月24日

担当課：総務事務厚生課
内 線：2523
直 通：092-643-3092
担 当：砂本

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置物品業者：
住所 福岡県朝倉市三奈木2978番地
商号又は名称 朝倉森林組合
- 指名停止の期間：
令和8年3月24日から令和8年4月23日まで（1箇月間）
- 事実概要：
朝倉森林組合の職員がバイオマス発電用に出荷した未利用木材の売上金を横領し、横領した金の一部を口止め料として共謀した職員に配布した。これにより11名の職員が諭旨解雇などの懲戒処分を受けている。
不適正事案が行われた時期が令和2年8月から令和6年12月と長期であり、複数の職員が共謀したこと、内部けん制機能が不十分であること、再発防止策の検証において引き続き課題があると認められることから、県知事は令和8年2月10日付で森林組合法第110条第1項の規定に基づく報告徴収命令を朝倉森林組合に発出した。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第10号該当】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 10 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内